

# 多文化都市八戸推進事業補助金

## 1. 制度の概要

多様で特色ある市民の自主的な文化活動によるまちの魅力創出を図ることを目的に、先駆的・創造的な芸術文化活動に対して補助金を交付する。平成 20 年度から実施。

## 2. 補助対象者

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に本拠を有する団体
  - (2) 事業を完遂できると認められるもの
  - (3) 直近3カ年分の市県民税、固定資産税、国保税、軽自動車税を滞納していないもの
- ※未成年者個人および未成年者が代表を務める団体の申請も可能。

## 3. 補助対象事業

先駆的・実験的な内容で、創造性にあふれた芸術文化活動のうち、原則として当市において初めて実施されるもので、次のいずれかに該当するもの。

- ①市民企画部門・・・補助対象者自らが企画・実施する事業
  - ②協働企画部門・・・市の助言を受けながら補助対象者が企画を作成し、自らが実施する事業
- ※対象外となる事業

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治または宗教活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 八戸市から他の補助金・助成金の交付を受けているもの
- (5) 市民への公開を前提としないもの

## 4. 補助対象経費

- (1) 外部アーティスト等の出演料、企画料
- (2) 消耗品購入費、通信運搬費（郵送・送料など。電話代・インターネット代等は対象外）、印刷製本費、賃借料、保険料、広告料など事務費
- (3) 著作権使用料
- (4) 会場使用料【八戸市公民館、南郷文化ホール、八戸ポータルミュージアム、八戸市美術館を使用する場合は、本番1日及びリハーサル1日の計2日分の施設使用料（附属設備を含む）を全額減免】
- (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの。

## 5. 補助金の額

対象経費の2分の1又は100,000円のいずれか低い額以内の額

## 6. 補助金の交付決定等

多文化都市八戸推進懇談会において採点・審査を行い、その結果をもとに最大で5件程度、決定する。

※審査項目（先駆性、実験性、独創性、実現性、発展性、計画性、公益性等）

## 平成 27 年度 多文化都市八戸推進事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1 多文化都市八戸推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則(昭和 61 年八戸市規則第 1 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助の目的)

第2 この補助金は、多様で特色ある市民の自主的な文化活動によるまちの魅力創造を図るため、先駆的・創造的な芸術文化活動に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、多文化都市八戸の推進を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第3 補助金の交付対象となる者(以下「対象者」という。)は、次のとおりとする。ただし、未成年者個人又は未成年者が代表を務める団体にあつては、第 3 号の規定を適用しない。

- (1) 市内に住所を有する個人または市内に本拠を有する団体
- (2) 事業を完遂できると認められるもの
- (3) 直近 3 ヶ年分の市県民税、固定資産税、国保税及び軽自動車税を滞納していないもの

### (補助対象事業)

第4 補助金の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、先駆的・実験的な内容で創造性にあふれた芸術文化活動のうち、原則として当市においてはじめて実施されるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民企画部門 補助対象者自らが企画・実施する事業
  - (2) 協働企画部門 市の助言を受けながら補助対象者が企画を作成し、自らが実施する事業
- 2 次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) この要領による補助金以外に、八戸市から補助金又は助成金の交付を受けているもの
- (5) 市民への公開を前提としないもの

### (補助対象経費)

第5 補助金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 外部アーティスト等の出演料、企画料
- (2) 消耗品購入費、通信運搬費(郵送・運送料等。電話・インターネット・パケット通信料等は対象外。)、印刷製本費、賃借料、保険料、広告料など事務費
- (3) 著作権使用料
- (4) 会場使用料(ただし、八戸市公民館、南郷文化ホール、八戸ポータルミュージアム、八戸市美術館のいずれか 1 つを使用する場合は、本番 1 日及び準備・リハーサル 1 日の計 2 日分について施設使用料(附属設備を含む。)を全額減免とする。)
- (5) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの(※視察旅費、交際費、食糧費、備品購入費、参加者各自に帰属するもの、団体の恒常的な運営費、領収書が徴収できないもの、その他交付対象としてふさわしくないと認められる経費は除く。)

2 事業に係る収入がある場合は、その金額を補助対象経費の合計額から差し引いた金額を補

助対象経費の合計額とみなすものとする。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、対象経費の2分の1又は100,000円のいずれか低い額を上限額とし、第8条第1項の審査の結果を基に市長が決定する。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の対象事業は公募することとし、補助金の交付を受けようとする者は、所定の申込期間内に次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

(1) 交付申請書(別記第1号様式)

(2) 団体概要書(別記第2号様式)

(3) 事業計画書(別記第3号様式)

(4) 収支予算書(別記第4号様式)

(5) 構成員名簿(団体のみ)

(6) 住民票(写し可)(団体の場合はその代表者のもの)

(7) 納税証明書(写し可)(団体の場合はその代表者のもの)

(8) 同意書(未成年者個人または未成年者が代表を務める団体が申請する場合)(別記第15号様式)

(9) その他市長が必要と認める書類

2 協働企画部門に申請しようとする者は、前項の書類提出に先立ち、事業実施希望調書(別記第5号様式)を市に提出しなければならない。

3 前項の規定により事業実施希望調書を提出した者は、第1項の書類の作成に当たっては、市の助言等を受けることができる。

4 第1項第7号に掲げる納税証明書の交付申請をしようとする者は、下記の事項に留意するものとする。

(1) 代理の申請の場合、夫婦・親子であっても委任状が必要であること。

(2) 窓口に来られる方の本人確認をしていること。

(3) 各市民サービスセンターでも発行できること。

5 住民票及び納税証明書については、市が公簿により、市民であること及び市税に未納の額がないことを確認することについて申請者の同意を得た場合は、添付を省略できるものとする。

(補助金の交付決定等)

第8 申請のあった対象事業の選定に当たっては、多文化都市八戸推進懇談会(以下「懇談会」という。)が、別に定める審査基準に基づき審査を行うこととする。

2 懇談会は、申請者に対しヒアリングを行うことができるものとする。

3 市長は、懇談会の審査結果を基に対象事業を決定し、規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

4 市長は、補助金の交付の決定をしなかった場合は、補助金不交付決定通知書(別記第7号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

5 補助事業実施者は、補助事業を実施する際作成するチラシ、ポスター、プログラムなど広報物に、「平成27年度 多文化都市八戸推進事業補助金」の交付を受けて実施する旨を記載するものとする。

(取下期日)

第9 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して10日とする。

(変更等の承認)

第10 規則第7条の規定による事業の変更(補助目的及び補助金の額に影響を及ぼさない事業内容を除く。)する場合又は中止する場合において、変更(中止)承認申請書(別記第8号様式)を市長に提出してその承認を受けるものとする。

(実績報告)

第11 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は平成28年3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(別記第9号様式)により行うものとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は次のとおりとする。

- (1) 事業記録報告書(別記第10号様式)
- (2) 事業収支精算書(別記第11号様式)
- (3) その他

(補助金確定額の通知)

第12 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(交付時期)

第13 補助金は、規則第13条の規定によりその額の確定した後、補助事業者からの請求書(別記第13号様式)に基づき、一括交付する。ただし、概算払申請書(別記第14号様式)による申請があり、市長が必要であると認める場合は、概算払により交付するものとする。

2 前項ただし書きの規定による補助金の概算払を受けた団体等の補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金を返還するものとする。

(事業実施結果等の公表)

第14 市長は、補助事業実施者(団体)の名称、補助事業の内容、実施状況、実施結果等について、ホームページ等で公開できるものとする。

(雑則)

第15 この要領に定めるもののほか事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月10日から実施することとする。

平成27年度多文化都市八戸推進事業補助金 申請案件一覧

申請順、千円

番号	部門	事業名	実施者(団体)名	申請額(千円)	事業費(千円)	実施日	会場	概要
1	市民企画部門	クリエイティブドラマで遊ぼう	赤坂 彩乃	60	120	9/12	南郷文化ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 班分けをし、一つのテーマに沿った演劇を作ってもらおう。</li> <li>• 演劇を通して自己表現を楽しみ、共感、創造、共育をしていく。</li> <li>• 大人は他者になりきることで自分の殻を破り発想の自由を得たり、子どもの発想の豊かさや柔軟さを体感すること、子どもは演劇という疑似体験から自主性、思いやりを学ぶことを狙いとする。</li> </ul>
2	市民企画部門	インシデンツ2016	現代芸術教室 アーティスト	100	250	1/23 ～ 2/20	八戸酒造株式会社北蔵2階、新むつ旅館、大祐神社	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 複数名の作家を招聘し、展覧会を設定する。</li> <li>• 市民による委員会を組織し、招聘から広報、制作の補助に至るまでアーティストとかがかわってもらう。</li> <li>• 八戸酒造の蔵を拠点会場として、大祐神社、新むつ旅館を第二、第三会場に設定し、湊周辺の散策もしてもらう。</li> <li>• 展覧会の会期中に作品解説を行うギャラリートークやワークショップを実施し、より深く作品を理解していただける機会を設ける。</li> </ul>
3	市民企画部門	言葉シリーズPARTII響きは喜びを求めて・・・～ 「苦難を歓喜に換える心は科学だ！！ベートーベン我が意思語る。」	諏訪内 昌子	100	820	8/17	八戸市公民館ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成24年にも同様の申請があり、補助金の交付も決定していたが諸事情により実施できなかったもの。</li> <li>• ベートーベンをテーマにした演奏会を行う。</li> <li>• 曲の合間にベートーベンの名言、演技を挟むことで臨場感あふれる演奏会とする。</li> <li>• ベートーベンの音楽と言葉により、演奏者と聴衆が一体となることを目指す。</li> </ul>

「多文化都市八戸推進事業」補助金  
平成27年度 交付対象事業審査基準

1 趣旨

この基準は、多文化都市八戸推進事業補助金（以下「補助金」という。）の対象事業の選考にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 対象事業

補助金の対象事業は、市内に住所を有する個人又は、市内に本拠を有する団体が市内で行う先駆的・実験的な内容で創造性にあふれた芸術文化活動のうち、原則として本市においてはじめて実施されるものとし、次のいずれかに該当するものとする。

- ①市民企画部門 ……補助対象者自らが企画・実施する事業
- ②協働企画部門 ……市の助言を受けながら補助対象者が企画を作成し、自らが実施する事業

3 審査基準

市民企画部門及び協働企画部門とも、次の項目について審査する。

- ①先駆性 八戸市においてさきがけとなる芸術文化活動であるか
- ②実験性 新しい現象を生み出すものであるか
- ③独創性 団体や地域の特徴を生かすなど、個性的な内容であるか
- ④実現性 実現可能な事業であるか
- ⑤発展性 従来の団体の事業を発展させ、新たな展開につながる事業であるか
- ⑥計画性 事業の目的、内容、規模、体制が明確かつ適切であり企画・運営能力があるか
- ⑦公益性 市民に広く公開されるなど、不特定多数の人々の利益につながる事業であるか

4 審査方法

- ・申請書類をもとに審査項目について、採点を行う。（各10点満点）
- ・採点は、多文化都市八戸推進懇談会委員（以下「委員」という。）が行う。必要に応じて、申請者に対しヒアリングを行うことがある。
- ・採点の目安は、次のとおりとする。
  - ①大変良い 9～10点
  - ②良い 7～8点
  - ③普通 5～6点
  - ④やや劣る 3～4点
  - ⑤劣る 1～2点

5 決定方法

- ・多文化都市八戸推進懇談会委員による審査を元に市長が補助対象事業を決定する。
- ・委員による採点の合計が概ね7割以上の案件について、予算の許す範囲において補助金の交付対象とする。
- ・市民企画部門及び協働企画部門と合わせて5件程度の採択とする。

6 その他

- ・次に掲げる場合、当該委員は審査に加わらないものとする。
  - ①委員が当該団体に所属する場合
  - ②その他、委員が審査に加わることが適当でないと判断される場合